

# 熊本県公報

第13293号  
令和5年(2023年)  
12月22日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 漁港の指定内容の変更…………… (漁港漁場整備課) 1
- 海岸法第5条第4項の規定に基づく海岸保全区域の廃止… ( // ) 2
- 長洲港港湾区域の変更…………… (港湾課) 2
- 海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定の一部改正… ( // ) 3
- 海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定の一部改正… ( // ) 4
- 海岸法第5条第4項の規定に基づく海岸保全区域の指定… ( // ) 4
- 天草圏域に係る救急告示医療機関の認定…………… (医療政策課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の更新…………… (高齢者支援課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… ( // ) 5
- 道路の供用開始…………… ( // ) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (財産経営課) 6
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… ( // ) 7
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… ( // ) 8
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 8
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 9
- 高速液体クロマトグラフタンデム型質量分析装置一式調達に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 10
- 保健環境科学研究所P3ルーム一式調達に係る落札者の決定… ( // ) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 11
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施…………… (財産経営課) 14
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施…………… ( // ) 18
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施…………… ( // ) 21
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 25
- 登 載 依 頼**
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 26
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部情報管理課) 26
- 松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (熊本県道路公社) 27

## 告 示

**熊本県告示第904号**  
 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の規定により、第1種新川漁港の指定内容を変更するので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

新川漁港の区域を次のように変更する。

区 域	
水 域	陸 域
次の1点から4点までを順次結んだ線、5点から10点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定する4点、次の11点、12点及び水域の欄に規定する5点を順次結んだ線、水域の欄に規定する9点、10点、次の13点、14点、15点、16点、17点、18点、水域の欄に規定する1点及び2点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域
1点 北緯32度54分26秒0653 東経130度28分39秒1834	11点 北緯32度54分17秒608 1 東経130度28分41秒700 0
2点 北緯32度54分25秒7372 東経130度28分39秒7997	12点 北緯32度54分16秒415 7 東経130度28分43秒695 7
3点 北緯32度54分18秒5495 東経130度28分35秒1460	13点 北緯32度54分19秒774 9 東経130度28分31秒024 6
4点 北緯32度54分17秒7015 東経130度28分36秒9956	14点 北緯32度54分20秒173 2 東経130度28分31秒411 1
5点 北緯32度54分15秒1757 東経130度28分42秒5982	15点 北緯32度54分19秒121 8 東経130度28分32秒960 2
6点 北緯32度54分11秒1707 東経130度28分48秒6570	16点 北緯32度54分22秒593 6 東経130度28分35秒568 6
7点 北緯32度53分46秒6471 東経130度28分26秒6278	17点 北緯32度54分22秒883 6 東経130度28分29秒554 3
8点 北緯32度53分56秒8915 東経130度28分11秒8023	18点 北緯32度54分25秒468 7 東経130度28分31秒300 0
9点 北緯32度54分17秒6630 東経130度28分31秒9592	
10点 北緯32度54分19秒155 5 東経130度28分31秒929 4	

**熊本県告示第905号**

平成5年10月20日熊本県告示第869号（海岸法第5条第4項の規定に基づく海岸管理者の指定）は、廃止する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第906号**

長洲港港湾区域を次のように変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条第2項により準用する同法第9条第1項の規定に基づき告示する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

荒尾市と長洲町との境界標柱（北緯32度56分32.086秒、東経130度26分14.652秒）から220度45分1.625メートルの地点まで引いた線、同地点から152度50分1.790メートルの地点まで引いた線、同地点から129度30分3.771メートルの地点まで引いた線、同地点から39度35分1.380メートルの地点

まで引いた線、同地点から長洲町名石浜東端（北緯32度54分19.156秒、東経130度28分31.929秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（河川法に基づく河川区域を除く。）

**熊本県告示第907号**

昭和33年5月30日熊本県告示第334号（海岸法第3条の規定に基く海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

国土交通省水管理・国土保全局所管の表有明海の部西の塘の項を削り、農林水産省水産庁所管の表有明海の部新川の款上沖洲の項指定区域の欄を次のように改める。

1号、2号、3号、4号、ニ、ハ、ロ、イ及び1号の各点を順次結んだ線に囲まれた区域 (注) 1号点、長洲町上沖洲字塘外27番地の1北角 2号点、1号点から211度154メートルの地点 3号点、2号点から308度53メートルの地点 4号点、3号点から220度17メートルの地点 イ点、1号点から73度25メートルの点 ロ点、イ点から205度232メートルの点 ハ点、ロ点から308度41メートルの点 ニ点、ハ点から360度46メートルの点
--

国土交通省港湾局所管の表有明海の部長洲港の款港の項の次に次のように加える。

西の塘	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14号、点15号、点16号、チ点、ト点、ヘ点、ホ点、ニ点、ハ点、ロ点、イ点及び点1号を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 注 点1号 玉名郡長洲町大字清源寺新塘三等三角点から172度30分25メートルの点 点2号 点1号から352度30分11メートルの点 点3号 点2号から72度00分104メートルの点 点4号 点3号から158度30分15メートルの点 点5号 点4号から68度30分10メートルの点 点6号 点5号から338度30分15メートルの点 点7号 点6号から68度30分8メートルの点 点8号 点7号から127度30分138メートルの点 点9号 点8号から180度00分179メートルの点 点10号 点9号から167度15分47メートルの点 点11号 点10号から148度15分51メートルの点 点12号 点11号から137度30分53メートルの点 点13号 点12号から218度15分337メートルの点 点14号 点13号から127度45分250メートルの点 点15号 点14号から38度45分10メートルの点 点16号 点15号から128度15分68メートルの点 イ点 点1号から172度30分50メートルの点 ロ点 イ点から66度30分130メートルの点 ハ点 ロ点から127度30分69メートルの点 ニ点 ハ点から180度00分192メートルの点 ホ点 ニ点から155度00分127メートルの点 ヘ点 ホ点から218度15分323メートルの点 ト点 ヘ点から127度45分353メートルの点 チ点 ト点から37度30分30メートルの点
名石浜	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、ヘ点、ホ点、ニ点、ハ点、ロ

点、イ点及び点1号を順次直線で結んだ線により囲まれた区域  
 注  
 点1号 長洲町上沖洲字塘外27番地の1北角から229度35分17  
 3.4メートルの点  
 点2号 点1号から220度673メートルの点  
 点3号 点2号から310度658.97メートルの点  
 点4号 点3号から220度420メートルの点  
 点5号 点4号から310度651メートルの点  
 イ点 点1号から130度30メートルの点  
 ロ点 イ点から180度46メートルの点  
 ハ点 ロ点から220度698メートルの点  
 ニ点 ハ点から310度660メートルの点  
 ホ点 ニ点から220度418.97メートルの点  
 ヘ点 ホ点から310度709.97メートルの点

**熊本県告示第908号**

昭和60年12月25日熊本県告示第991号の3（海岸保全区域指定）のうち、有明海の部名石浜の項を削る。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県告示第909号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定に基づき、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長である熊本県知事が管理することが適当であると認め、熊本県知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

沿岸名	海岸名	地区 海岸	地先 海岸	区 域
有明海	長洲港	長洲	西の塘	令和5年（2023年）12月22日熊本県告示第907号をもって海岸保全区域として指定した長洲港海岸保全区域（長洲地区西の塘地先）のうち、長洲港港湾区域に接する区域
			名石浜	令和5年（2023年）12月22日熊本県告示第907号をもって海岸保全区域として指定した長洲港海岸保全区域（長洲地区名石浜地先）のうち、長洲港港湾区域に接する区域

**熊本県告示第910号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立新和病院	天草市新和町小宮地763番地3	令和6年（2024年）2月9日から 令和9年（2027年）2月8日まで

**熊本県告示第911号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録更新をしたので、同法附則第24条の規定により公示する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録更新年月日
キャリア教育プラザ株式会社	熊本市東区健軍三丁目39-14	令和5年(2023年)12月13日

**熊本県告示第912号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市住吉町字中傍示 791番2地先から 宇土市網津町字東谷 2182番3地先まで	前	4.9 ～ 15.9	1,235.0	活力創出基盤 交付金
			後	4.9 ～ 15.9		
		宇土市住吉町字中ノ割 328番2地先から 宇土市網津町字東谷 2182番3地先まで		4.0 ～ 32.6	1,273.0	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月22日

**熊本県告示第913号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	上益城郡山都町城平 608番4地先から 同所 608番4地先まで	前	17.1 ～ 22.1	8.1	24条 工事
			後	17.1 ～ 22.1		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月22日

**熊本県告示第914号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲字小野	355.6	災害復旧

	1038番地先から 球磨郡球磨村大字神瀬甲字下内谷 904番地先まで	工事
2	供用を開始する期日 令和5年(2023年)12月22日	

**熊本県告示第915号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ねこのて	ねこのて訪問看護ステーション	荒尾市西原町1丁目3-1 荒尾市起業家支援センター オフィスA	令和6年（2024年）1月1日	訪問看護

**熊本県告示第916号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ねこのて	ねこのて訪問看護ステーション	荒尾市西原町1丁目3-1 荒尾市起業家支援センター オフィスA	令和6年（2024年）1月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第917号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和5年（2023年）12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字渡乙 1951番4地先から 同所 1864番1地先まで	前	3.8 ～ 5.5	296.9	災害復旧工事
			後	3.8 ～ 5.5	296.9	
				5.5 ～ 10.7	314.1	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月22日

**熊本県告示第918号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県庁で使用する電気

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月9日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日を含む)まで行う。

熊本県告示第919号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月9日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県告示第920号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和6年(2024年)1月9日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県告示第921号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人創和会	デイサービス竜宮	八代郡氷川町野津4600番地	令和6年(2024年)1月1日	通所介護



## 公 告

## 熊本県公告第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営天草中央北地区（北山浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央北地区（北山浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年（2023年）12月25日から令和6年（2024年）1月26日まで
- 縦覧場所  
天草市役所

## 熊本県公告第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により山鹿市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ダイレックス山鹿店  
山鹿市鹿校通一丁目1番24号
- 山鹿市から聴取した意見の概要  
隣接道路は通学路のため、交通事故防止について十分な対策を講じること。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課  
令和5年（2023年）12月22日から令和6年（2024年）1月22日まで

## 熊本県公告第790号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番149  
302.75平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
阿蘇郡西原村大字小森751番地1西原マンション203号  
竹田 香織

## 熊本県公告第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字小園135番6  
294.58平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼3番地8サードステージSt601号  
内柳 成道  
内柳 麻衣

## 熊本県公告第792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番38  
218.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町光の森五丁目19番地5エクセラ光の森202号  
工藤 嘉紀

#### 熊本県公告第793号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
高速液体クロマトグラフタンデム型質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 イケダ科学  
熊本市東区錦ヶ丘16-7
- 5 落札金額  
44,990,000円(うち消費税及び地方消費税の額4,090,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)9月1日

#### 熊本県公告第794号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
保健環境科学研究所P3ルーム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 ネクスト  
熊本市東区上南部二丁目22番35-510号
- 5 落札金額  
39,985,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,635,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)9月1日

#### 熊本県公告第795号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

玉名市三ツ川字野中276番4、同277番、同278番の一部、同281番の一部、同282番の一部、同282番2の一部、同283番の一部、同297番1の一部、同299番の一部、同300番の一部、同301番の一部、同303番の一部、同304番2の一部、同305番の一部、同306番、同307番、同308番、同309番、同310番、同311番、同312番2、同313番、同314番の一部、同334番3、同334番4、同339番、同341番、同342番、同343番、同344番、同347番、同348番の一部、同354番の一部、同355番の一部、同357番、同358番、同359番、同359番2、同360番の一部、同361番の一部、同362番、同363番、同364番、同365番、同366番、同367番、同368番1、同368番2、同368番3、同369番、同370番、同372番、同374番、同375番、同376番、同377番、同379番、同380番1、同380番2、同381番、同384番2、同386番2、同387番6、同387番7、同388番6、同391番1の一部、同392番、同393番、同395番、同字七浦421番、同425番、同426番、同428番3及び里道の一部並びに水路の一部

1 工区 76, 776. 76平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

玉名市岩崎1011番地7  
有限会社信栄不動産

**熊本県公告第796号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウンシティモール  
荒尾市緑ヶ丘一丁目1番地1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	同 左
株式会社グリーンハウスフーズ 代表取締役社長 田辺 千秋 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	同 左
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 茂年 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	同 左
有限会社山下鹿造商店 代表取締役 山下 誠司 荒尾市大正町一丁目10番7号	同 左
株式会社テンズユーポレーション 代表取締役 高木 優也 荒尾市荒尾4186番地29	同 左
エス・ケー・リミテッド有限会社 代表取締役 杉山 憲司 荒尾市緑ヶ丘一丁目1番地1	同 左
有限会社紅ボタン 代表取締役 宮村 勝彦 福岡県大牟田市大字歴木1807番地480	同 左
株式会社エスペニア 代表取締役 宇野 佳嗣 東京都町田市森野六丁目375番地1	退 店

クールカレアン株式会社 代表取締役 堀内 一夫 東京都品川区東品川四丁目12番6号	同 左
株式会社コレクションリテールジャパン 代表取締役 野口 勝義 福岡県福岡市中央区天神二丁目8番41号	同 左
株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	同 左
株式会社立花屋 代表取締役 小野 裕之 福岡県福岡市中央区大宮一丁目2番9号	同 左
株式会社シ・シュ・ノン 代表取締役 鈴木 周二 愛知県名古屋市千種区星ヶ丘元町16番11号	同 左
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南一丁目11番5号	同 左
株式会社BANKANわものや 代表取締役 形部 幸裕 埼玉県上尾市宮本町4番2号	同 左
株式会社ファイブ・フォックス 代表取締役 上田 稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目38番12号	同 左
株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区梅里一丁目7番7号	同 左
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中 修治 東京都品川区東品川二丁目2番8号	同 左
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	同 左
株式会社紀伊國屋書店 代表取締役 高井 昌史 東京都新宿区新宿三丁目17番7号	同 左
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚 剛一 宮崎県宮崎市港東一丁目7番1号	同 左
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	同 左
株式会社良品計画 代表取締役 金井 政明 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	同 左
株式会社ペリカン 代表取締役 上野 喜子 大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7号	同 左
田中商事株式会社	

代表取締役 田中 康雅 愛媛県松山市大街道二丁目3番地8	同 左
株式会社ソイル 代表取締役 土山 智也 熊本市西区小島九丁目11番35号	同 左
株式会社ワッツ 代表取締役 平岡 史生 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号	同 左
株式会社ネクサスエンタープライズ 代表取締役 原本 一正 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号	同 左
有限会社相生プランニング 代表取締役 豊原 新吾 熊本市南区野口四丁目14番10号	同 左
ジョウソー株式会社 代表取締役 後藤 英夫 熊本市中央区大江二丁目16番3号	同 左
株式会社インパクトワン 代表取締役 飯川 寿朗 玉名市岩崎74番地1	同 左
株式会社不二家 代表取締役 山田 憲典 東京都文京区大塚二丁目15番6号	同 左
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号	同 左
株式会社浜陶 代表取締役 濱田 俊一 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷543番地	退 店
株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山 誠一 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 阪本 敏之 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
株式会社JACKY 代表取締役 石川 直哉 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目27番25号	退 店
株式会社日の出屋 代表取締役 瀬戸 良尚 宇城市豊野町巢林1439番地1	同 左
株式会社ワイザー 代表取締役 行木 正 荒尾市緑ヶ丘一丁目1番地1	同 左
有限会社北岡精肉店 代表取締役 北岡 誠昭 荒尾市緑ヶ丘一丁目1番地1	同 左
わらべ株式会社 代表取締役 安部 康博 熊本市南区田井島一丁目2番1号	同 左
株式会社ニシヨーフードサービス 代表取締役 甲木 由紀子	同 左

福岡県八女市立野127番地の2

- 3 変更年月日  
令和5年(2023年)9月24日
- 4 届出年月日  
令和5年(2023年)11月30日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和5年(2023年)12月22日から令和6年(2024年)4月22日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)4月22日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第797号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品名  
熊本県庁で使用する電気
  - (2) 予定数量  
10,059,878キロワット時
  - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (5) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (6) 調達期間(供給期間)  
令和6年(2024年)4月1日(月)から令和7年(2025年)3月31日(月)まで
  - (7) 供給場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁舎
  - (8) 契約の種類  
単価契約
  - (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
  - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。



- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで受け付ける。
  - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月6日(火)まで行う。
  - (3) 入札の方法
    - ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法
      - (ア) 日時 令和6年(2024年)2月6日(火)午前10時
      - (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
      - (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出する場合は令和6年(2024年)2月5日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。書面により入札受けたお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
  - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
  - イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
  - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
  - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
  - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
  - カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、
  - ア 入札金額の総額と単価の取り違い
  - イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者



とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否  
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 10,059,878kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

- (2) Date and Place for Tender:

Date: February 6, 2024, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2089

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第798号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量  
12,210,691キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その1仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)  
令和6年(2024年)4月1日(月)から令和7年(2025年)3月31日(月)まで
- (7) 供給場所  
仕様書による。(25施設)
- (8) 契約の種類  
25施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている入札者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもとに落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から令和6年(2024年)1月9日(火)午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵

- (2) 送電する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (3) 電気事業者として登録されている者であること。
- (4) 令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.546キロプログラム以下であること。
- (5) なお、令和4年(2022年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.546キロプログラム以下であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
  - この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
  - ア 競争入札参加資格確認申請書
  - イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(小売電気事業者であることを証する書類等)
  - ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
- (2) 提出方法
  - 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
  - なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
  - 公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
  - 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
  - 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
  - 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
  - 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月6日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
  - ア 電子入札システムによる入札の方法
    - 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
  - イ 紙入札による入札の方法
    - (ア) 日時 令和6年(2024年)2月6日(火)午前11時
    - (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
    - (ウ) 入札書の提出方法
      - くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月5日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該

- 送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出る入札とともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額の錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局
- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792
    - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
    - ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
    - エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 S u m m a r y
  - (1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 12,210,691kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
  - (2) Date and Place for Tender:  
Date: February 6, 2024, 11:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building )
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
  - (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第799号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和5年 (2023年) 12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品名  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
  - (2) 予定数量  
11,245,603キロワット時
  - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班 (熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班 (熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (5) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その2仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
  - (6) 調達期間 (供給期間)



- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）  
ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
  - (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間  
公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時まで
  - (4) 提出先  
1(4)の入札担当部局
  - (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時まで受け付ける。
  - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月6日（火）まで行う。
  - (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年（2024年）2月5日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和6年（2024年）2月6日（火）午前11時  
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年（2024年）2月5日（月）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
  - (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引

換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格本をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となすべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580



エ ファックス番号 096-381-9010  
 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間  
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing  
 Electricity about 11,245,603kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:  
 Date: February 6, 2024, 11:00 a.m.  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main building )
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Property Management Division  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone: 096-333-2089
- (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第800号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人おこぼ	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑麓町字開田4416番ほか11筆
農事組合法人おこぼ	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑麓町字舟ノ鼻3124番1
東一善	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字東前田3204番
千代永博昭	八代市水島町	八代市揚町字高子原割139番1ほか3筆
多田浩一	八代市中北町	八代市中北町字中牟田3592番1ほか5筆
株式会社うえなか	八代市鏡町宝出	八代市昭和明徴町字明徴736番5ほか2筆
株式会社うえなか	八代市鏡町宝出	八代市昭和日進町字日進80番1ほか1筆
株式会社うえなか	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字競田687番1ほか3筆
株式会社うえなか	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字水分232番ほか6筆
株式会社うえなか	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字登壤566番5ほか1筆
株式会社うえなか	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字龍宮728番1
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字賑1069番1
株式会社タナカ	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町鏡村字池口223番2ほか4筆

農産		
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字賑1074番2ほか1筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字賑1058番ほか3筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字参番割1339番3ほか2筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字参番割1347番1
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字四番割1475番ほか2筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町内田字四番割1487番1
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字下後新田9306番8
佐々木 克巳	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5207番161
筒井 洋充	天草市有明町大浦	天草市有明町大浦字竹下2875番2ほか5筆
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字平良2033番1ほか1筆

2 認可年月日  
令和5年(2023年)12月15日

**登載依頼**

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。  
令和5年12月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫

**熊本県公営企業管理規程第14号**

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局職員就業規程(昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。  
別表第4第16項中「中学校就学の始期に達するまでの子」を「15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子」に改める。

附 則  
この規程は、令和6年1月1日から施行する。

**熊本県警察本部公告第158号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月22日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
熊本市中央区水道町8番6号  
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 落札金額(月額)

- 816,310円(うち消費税及び地方消費税の額74,210円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)10月17日

熊本県道路公社公告第2号

次のとおり一般競争入札に付する。  
令和5年12月22日

熊本県道路公社 理事長 村上 義幸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 業務名 松島有料道路料金徴収等業務委託
  - (2) 業務内容  
次の業務に係る「松島有料道路料金徴収等業務委託仕様書」による。  
① 松島有料道路における料金徴収業務  
② 松島有料道路、松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の道路パトロール等  
交通管理業務
  - (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な事項  
次の(1)から(5)までに掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
  - (2) 国税及び熊本県税の納税を怠っていない者
  - (3) 経営状態が健全であると認められる者
  - (4) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者でない者が、過去に通算して1年以上いづれかを該当業務の責任者として管理・監督の経験が経過する者
  - (5) 次のいずれか者を該当業務の責任者として管理・監督の経験が経過する者
    - ① 九州地域内(沖縄県を除く。)に本店、支店又は営業所を有し、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく他会社又は地方道路公社等が管理する有料道路若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく有料道路においてこの公告の日から過去10年間に2年以上の料金徴収業務を経験する者。なお、熊本県内に本店、支店又は営業所を有しない者においては、落札決定の日から3ヶ月以内(熊本県内に本店、支店又は営業所を熊本県内に設置すること。32年法律第106号)に第12条の規定する駐車料金システムを採用する(無)人駐車を有する者(駐車機器等によるものを除く。)又は海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定に基づき一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けつて(海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送業務を)営業者(うち、次の全ての条件を満たす者(これらの者かこの公告の日から過去10年間に2年以上の料金徴収業務を受託している者を含む。))のうちの1者を含む。ア 常時雇用する事業従事者(事業又は事務所に使用される者で雇用契約があり賃金を支払われる者(日々雇入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者及び試の使用期間中の者を除く))20人以上  
イ 取扱台数 1日当たり500台以上(過去2年間における最大取扱台数)  
ウ 営業年数 この公告の日現在5年以上  
エ 資本金等 500万円以上
    - ③ 熊本県内に本店を有する者で、会社組織及び業務体制について、次の全ての条件を満たす者。  
ア 常時雇用する事業従事者(事業又は事務所に使用される者で雇用契約があり賃金を支払われる者(日々雇入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者及び試の使用期間中の者を除く))20人以上  
イ 直近の2営業年度における営業売上高が各1億円以上  
ウ この公告の日現在熊本県内に本店を置く営業年数が5年以上
- 3 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期
  - (1) 申込みの方法  
熊本県道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付のうえ、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (2) 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先  
熊本県道路公社 総務課  
郵便番号 861-4214 熊本市南区城南町舞原字東194番地  
(一般財団法人 熊本県建設技術センター内)

- 電話番号 0964-28-3310 FAX番号 0964-27-4884
- (3) 申込等書類の受付期間  
令和5年12月22日から令和6年1月22日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、受付期間内に必着とする。
  - (4) 一般競争入札参加資格の有効期限  
資格確認の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。
  - (5) 一般競争入札参加資格審査の結果通知  
参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により、令和6年2月6日までに通知する。

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 設計図書の見覧及び配布  
期間 令和5年12月22日(金)から令和6年2月27日(火)まで  
場所 熊本県道路公社 有料道路課  
熊本県道路公社ホームページに掲載する。  
郵便番号 861-6102 熊本県上天草市松島町合津5964-4  
(松島道路管理事務所内)  
電話番号 0969-28-3331 FAX番号 0969-28-3335
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
熊本県道路公社 総務課  
郵便番号 861-4214 熊本市南区城南町舞原字東194番地  
(一般財団法人 熊本県建設技術センター内)  
電話番号 0964-28-3310 FAX番号 0964-27-4884
- (3) 入札説明書の交付  
① 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
② 交付期間は、令和6年2月6日から令和6年2月27日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 入札等の担当課

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約担当	総務課	電話 0964-28-3310 FAX 0964-27-4884	郵便番号 861-4214 熊本市南区城南町舞原字東194番地(一般財団法人 熊本県建設技術センター内)
技術担当 監督担当	有料道路課	電話 0969-28-3331 FAX 0969-28-3335	郵便番号 861-6102 熊本県上天草市松島町合津5964-4(松島道路管理事務所内)

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年2月28日(水) 午前10時
- (2) 場所 熊本市南区城南町舞原字東194番地  
一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室
- (3) その他  
競争入札の執行に当たっては、熊本県道路公社理事長が競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書(写し可)を持参すること。

6 入札書の記載方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契約入札心得(熊本県競争契約入札心得を準用する。)の規定による。
- (3) 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (4) 入札書は、5の(2)記載の入札場所に持参すること。

7 その他

- (1) 入札保証金 入札説明書による。
- (2) 契約保証金 入札説明書による。
- (3) 最低制限価格 有
- (4) 入札の無効  
入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。  
(6) その他詳細は、入札説明書による。